

# 令和7年度 多摩ボランティア・市民活動支援センター 団体登録(新規)手続きについて

「団体を立ち上げたい…」「活動の支援を受けたい…」「ネットワークに参加したい…」などなど、地域で活動を展開していきたいとお考えの皆様、多摩ボラセンに団体登録しませんか！

令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)の多摩ボラセンの団体登録について、下記のとおり多摩ボラセンでは随時登録申請の受付をしていますので、お気軽にご相談ください。

## 1. 登録できる団体(登録要件)

- ① ボランティア・市民活動等の公益的な活動を行う非営利団体  
※会員向け互助活動のみを行う団体は除く
- ② 政治的、宗教的、営利的目的がないこと
- ③ 多摩市内を主たる活動の場とし、代表者が明確であり、団体の活動内容を公表できること
- ④ 構成員が5名以上で、過半数が多摩市内に在住・在勤・在学であること
- ⑤ 多摩ボラセンと連携をとり、多摩市社会福祉協議会の行う事業等に協力すること



タマボラ君

## 2. 登録団体への活動支援について

- ① 団体主催事業への協力や多摩ボラセンが発行する情報誌「ボランティア通信」(毎月発行)やホームページ等による広報活動の支援
- ② 本センターの活動室、総合福祉センター分室のボランティア活動室などの利用(無料※1)  
※1「多摩ボランティア・市民活動支援団体登録制度実施要綱細則」に基づいた団体区分により、施設利用予約期日に違いがあります。
- ③ 印刷機・コピー機等の使用(※有料)
- ④ 本センター及び総合福祉センター分室の団体専用ロッカー※2の貸与(希望がある場合)  
※2 団体専用ロッカーに関しては、既に他の公共施設などでロッカー等を使用している団体を除く。
- ⑤ ボランティア活動等振興助成金の申請・交付(決定には審査あり)
- ⑥ その他、活動に関する助言や各種相談、他団体助成金申請に必要な推薦文の作成 など

## 3. 提出書類・方法

### ① 提出書類

◆団体登録申請書(第1号様式)当センターホームページからもダウンロードできます。

(両面にて印刷してください。)

◆定款・会則・規約のいずれか(書式は任意)

◆名簿(氏名・住所(地区名まで)・電話番号が記載されているもの)(書式は任意)

◆事業計画書や事業報告書など、団体の活動内容がわかる書類(活動事業計画書など)

② 提出方法 直接窓口にご持参をお願いいたします。

※新規登録の場合、団体の活動内容や団体登録の理由など、窓口にて確認(ヒヤリング)させていただきます。

※登録には審査があります。申請書を提出しただけでは登録決定ではございません。

概ね1ヶ月～2ヶ月前後かかりますので、予めご了承ください

## 団体登録の申請・お問い合わせは…

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 多摩ボランティア・市民活動支援センター

〒206-0011 多摩市関戸4-72 ヴィータ・コミュニネ7階

(電話)042-373-6611 (FAX)042-373-6629 <https://tama-shakyo.jp>